

夏合宿 第3問 (名古屋高判平成14年8月29日、最一小決平成元年6月26日)

XはYから、「F子がAから無理やり髪の毛を剃られて山中に置き去りにされた」という虚実の入り混じった話を聞き、Aに制裁を加えると打ち明けられて協力を求められた。Xは、Aに制裁を加えることに同意して、Y・Zと共謀の上、電話でAを井の頭公園駐車場までおびき寄せ、平成21年8月1日午後8時30分頃、Aを車外に引きずり出した上、X、Y及びZが、こもごもAの腹部を殴打するなどの暴行を加えた(第一暴行)。Yの暴行が予想以上に激しかったので、XがAをベンチに連れて行って「大丈夫か」などと問いかけたのに対し、勝手なことをしていると考えて腹を立ててYが文句を言いXと口論になった後、いきなりXを殴りつけて失神させた。

そしてY及びZは、Xをその場に放置したまま、Aを自動車に乗せて同人を約20km離れた晴海ふ頭岸壁まで連行したが、道中Aの処遇を巡りYと口論になったZは、YがいきなりXを殴りつけたこととあわせ、これ以上Yと行動することに嫌気がさし、「俺帰るわ」などとYに伝えたうえ、Aに対して特段の救助的処置をとることなく、現場から立ち去った。同日午後11時ごろ、同所において、YがAの顔面を手拳で殴打するなどの暴行を加え(第二暴行)、加療2週間等のいくつかの傷害を負わせた。なお、鑑定の結果、傷害は全て第二暴行により生じたことが判明している。

X、Y、Zの罪責を述べよ。(なお、特別法は検討しなくてよい。)